

別表1 運営費（1支援の単位当たり年額）

対象	平均登録 児童数	補助額	平均登録 児童数	補助額	対象経費
補助金交付要綱第4条及び第7条第2項に該当するもの	10人	3,680,000	24人	5,143,000	補助金の対象経費は、事業を運営するための経費の実支出額であって、次に掲げるものとする 1 放課後児童支援員等人件費及び研修、健康診断等福利厚生経費 2 教材費、土地建物賃貸料、通信運搬費、光熱水費、設備・修繕経費、その他放課後児童クラブの運営に関する物件費
	11人	3,709,000	25人	5,169,000	
	12人	3,738,000	26人	5,195,000	
	13人	3,767,000	27人	5,221,000	
	14人	3,796,000	28人	5,247,000	
	15人	3,825,000	29人	5,273,000	
	16人	3,854,000	30人	5,299,000	
	17人	3,883,000	31人	5,325,000	
	18人	3,912,000	32人	5,351,000	
	19人	3,941,000	33人	5,377,000	
	20人	5,039,000	34人	5,403,000	
	21人	5,065,000	35人	5,429,000	
	22人	5,091,000	36人以上	5,455,000	
	23人	5,117,000			

(注) 開所する時間は、平日（小学校の授業の休業日以外の日）は1日につき3時間以上、長期休暇期間等（小学校の授業の休業日）は1日につき8時間以上開所すること。

別表2 開設時間延長加算補助金

加算対象	補助額		対象経費
補助金交付要綱第7条第4項に該当するもの	1支援の単位 当たり 年額	小学校の授業の休業日以外の日（平日） 407,000円	開設時間の延長に要する経費の実支出額
		小学校の授業の休業日（長期休暇等） 549,000円	

別表3 開設日数加算補助金

加算対象	補助額	対象経費
補助金交付要綱第7条第5項に該当するもの	1支援の単位当たり 日額 19,000円	年間開設292日～300日までの開設日に要する経費の実支出額

別表4 開設日数減額補助金

減 額 対 象	減 額 補 助 額	対 象 経 費
補助金交付要綱第7条第6項に該当するもの	1支援の単位当たり 日額 19,000円	年間開設 250日以上 290日以下の 場合、運営費から減額する。

別表5 障がい児受入推進加算補助金

加 算 対 象	補 助 額	対 象 経 費
補助金交付要綱第7条第7項に該当するもの	1支援の単位当たり 職員1人当たり年額 上限1,956,000円	障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識などを有する放課後児童支援員などを加配するための人件費の実支出額 なお、障がい児1～2名を受け入れる場合は1名まで、障がい児3～5名を受け入れる場合は2名まで、障がい児6～8名を受け入れる場合は3名まで、障がい児9名以上を受け入れる場合は4名まで職員を配置することができる。

(注) 加配職員は、本市が実施している留守家庭児童対策事業放課後児童支援員等研修会を補助金交付年度に、少なくとも1回以上受講すること。

(注) 「障がい児」とは、次の各号のいずれかに該当する者とし、おおむね週3日以上(ただし、医療的ケア児はおおむね週1日以上とする)利用する者で、当該年度において満7歳から満18歳に達する者を対象とする。

(1) 現に、特別支援学校または特別支援学級に在籍する児童

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、医師の診断書等により、前項に該当する程度の障がい有していることが明らかな児童

別表6 障がい児環境整備加算補助金

加 算 対 象	補 助 額	対 象 経 費
補助金交付要綱第7条第8項に該当するもの	1支援の単位当たり年額 上限300,000円	障がい児を受け入れるために必要な備品の購入経費の実支出額

別表7 医療的ケア児受入推進加算補助金

加算対象	補助額	対象経費
補助金交付要綱第7条第9項に該当するもの	1支援の単位当たり年額 上限4,061,000円	医療的ケアを必要とする児童を受け入れるために必要な看護師、准看護師、保健師または助産師を配置するための人件費の実支出額

別表8 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援補助金

加算対象	補助額	対象経費
補助金交付要綱第7条第10項に該当するもの	1支援の単位当たり 定員19人以下 上限300,000円 定員20人以上59人以下 上限400,000円 定員60人以上 上限500,000円 ※定員とは、児童の育成のための部屋の面積を1.75平方メートルで除した数(小数点以下の端数は切り捨て)とする。	事業所の職員や利用者に新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の実支出額(職員の感染等による人員不足に伴う緊急時に職員確保を行うための費用、事業実施場所の環境の復旧・環境整備等を行うため消毒掃除等の費用)

(注) ・感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費など)は対象とならない。

別表9 放課後児童支援員等処遇改善事業補助金

加算対象	補助額	対象経費
補助金交付要綱第7条第11項に該当するもの	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 $11,000 \text{円} \times \text{賃金改善対象者数} (\ast) \times \text{事業実施月数}$ ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1カ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費の実支出額 ※本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

	<p>カ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算、小数点第2位を四捨五入）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については<u>当該年度の4月1日現在</u>で放課後児童クラブに勤務している職員により算出すること。ただし、4月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。</p>	
--	--	--

- (注) ・対象職員について、経営に携わる法人の役員（理事、幹事及び評議員等）を除く。
- ・賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。
 - ・本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
 - ・令和4年2月以降、本事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないこと。
 - ・新たに本事業の対象となる事業所にあつては、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することが条件であること。
 - ・本事業による賃金改善については、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
 - ・最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、賃金改善に含めない。